

厚生労働省発子 1020 第 1 号
令和 2 年 10 月 20 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
特別区区長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「母体保護法の施行について」の一部改正について（通知）

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）については、「母体保護法の施行について」（平成 8 年 9 月 25 日厚生省発児第 122 号厚生事務次官通知）により、その実施に当たり留意すべき点をお示ししてきたところである。

今般、別添 1 の疑義照会を受けたことを踏まえ、同法第 14 条第 1 項第 2 号の趣旨を明らかにするため、同通知の一部を別紙の通り改正することとしたので、各都道府県、指定都市、中核市及び特別区におかれては、本改正の内容を御了知いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市、中核市を除く。）に対して周知いただくようお願いする。

- 別紙 新旧対照表
- 別添 1 母体保護法に係る疑義について（照会）
- 別添 2 母体保護法に係る疑義について（回答）
- 別添 3 改正後全文